

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和5年8月4日

収支等命令者

佐賀県立鳥栖商業高等学校長 池 田 勝

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量 総合実践システム 1式
- (2) 仕様等 入札条件書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和6年3月22日(金)
- (4) 納入場所 鳥栖市平田町1110番地8 佐賀県立鳥栖商業高等学校 総合実践室

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、令和5年8月21日（月）午後2時までに(2)の担当部局に提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（佐賀県庁新館2階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

(2)の部局又は佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局の名称

佐賀県立鳥栖商業高等学校 事務室

郵便番号 841-0076

鳥栖市平田町 1110 番地 8

電話番号 0942-83-2153

F A X 番号 0942-81-1020

電子メールアドレス tosushougyoukoukou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札に関する書類の交付期間及び交付方法

令和5年8月4日(金)午前9時から9月13日(水)午前10時まで佐賀県ホームページに掲載するとともに、同年8月4日(金)から9月12日(火)の午前9時から午後4時まで(8月10日(木)から8月15日(火)まで並びに土曜日及び日曜日を除く。)、(1)の部局において随時交付する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札等に関する質疑応答

入札、仕様等に対して質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、令和5年8月18日(金)午後4時までに(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

質問に関する回答は、令和5年8月25日(金)までに、佐賀県ホームページに掲載する。

受付期間以外の質問は原則として受け付けない。

(5) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに入札参加資格確認申請書、確約書及び対応体制を示すものを(1)まで持参し、又は郵送すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 提出期限 令和5年8月30日（水）午後4時まで

なお、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「総合実践システム1式調達資格審査書類在中」と朱書きすること。

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年9月6日（水）までに通知する。

(6) 入札書の提出期限及び場所

ア 提出期限 令和5年9月13日（水） 午前10時

イ 場所 (1)の部局

(7) 入札書の提出方法

(1)の部局に直接持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和5年9月13日（水）午前10時までに必着とする。

また、封筒に「総合実践システム1式調達入札書在中」と朱書きすること。

提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

(8) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年9月13日（水）午前10時

イ 場所 佐賀県立鳥栖商業高等学校 会議室

(9) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する金額の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「-」の記号を付記すること。

(10) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

(11) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(12) 入札の保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の規定により納付すること。ただし、同規則第103条第3項第2号の規定に該当するときは免除する。

(13) 契約保証金

佐賀県財務規則の規定により納付すること。ただし、同規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定に該当するときは免除する。

(14) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤により取り消すことが認められるものを提出した者

ケ 1 人で 2 以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ アからコまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(15) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(16) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出したものであって、予定価格の制限の範囲内で

最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(17) 再度入札に関する事項

1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は1回（1回目の入札を含め2回）までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札をした者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

なお、郵送により入札書を提出したものが開札に立ち会っていない場合には、再度の入札に参加することはできない。

(18) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(19) 入札又は開札の延期

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の担当に確認すること。

(20) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができ

ないとき。

5 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (2) 談合情報のおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

- (3) 別に定める個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講じることがある。
- (4) 本入札執行は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則に定めるところによる。
- (5) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

6 Summary

- (1) Name and description of supply agreement:
To install a set of Comprehensive practice system.
- (2) Fulfillment period: From the day of the contract to March 22, 2024.
- (3) Deadline for tender: 10:00 a.m., Wednesday, September 13, 2023.
(If sending by mail, tenders must arrive at the address below.)
- (4) Time and place for the opening bids and tenders:
Time 10:00 a.m., Wednesday, September 13, 2023.

Place Reception Room, Saga Prefectural Tosu Commercial High School

(5) Contact information:

Secretariat , Saga Prefectural Tosu Commercial High School

1110-8 Hirata-machi, Tosu-shi, Saga Prefecture, 841-0076, Japan

TEL: 0942-83-2153

FAX: 0942-81-1020

E-mail: tosushougyoukoukou@pref.saga.lg.jp